

平成28年第4回芦北町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 平成28年4月12日(火)午後 3時30分
- ・閉会日時 平成28年4月12日(火)午後 4時00分
- ・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室
- ・出席委員 22名
 - 1番 宮島 正文 2番 浦川 敬次 3番 竹本 幸哉
 - 4番 田口 宗一 6番 徳永 修一 7番 下山 國男
 - 9番 宮原千代子 10番 才守 久 11番 平井 正宏
 - 12番 阪口 修一 13番 立水 庄一 14番 小崎 良一
 - 15番 草野 義雄 17番 塚本 壽 18番 松原 茂喜
 - 19番 坂口恵美子 20番 村上 久廣 21番 田口 昭広
 - 22番 牧 正徳 23番 岡本 辰男 24番 井川 輝征
 - 25番 片山 幸弘
- ・欠席委員 3名
 - 5番 白畑 義美 8番 一谷 代継 16番 蓑田 正志
- ・農業委員会事務局職員 出席者
 - 事務局長 告畑 一彦
 - 事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志
- ・議事
 - 議案第16号 職員の任免について
 - 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
 - 議案第20号 農用地利用集積計画の審議について
 - 報告第6号 農地形状変更申請書の届出について
 - 報告第7号 農地法施行規則第32条の規定による届出について

発言者	要 旨
告畑局長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>議案審議に入ります前に、4月1日付けで異動がありましたのでご紹介しておきます。窪田次長の後継として、農林水産課から川田次長が就任されたのでご紹介申し上げます。川田次長から挨拶をお願いします。</p>
川田次長	<p>皆さん、川田康幸と申します。農林水産課から4月1日の異動で農業委員会事務局に参りました。農業委員会は田浦時代に2年間在籍したことがありますけれども、相当昔のことですので、今から一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。</p>
告畑局長	<p>議案審議に入ります前に、議案修正が1件ございますので報告いたします。修正内容は議案第18号4番の案件ですが、4月7日付けで「許可申請取下願」が提出されまして、同日受理しましたので、議案から外しました。お配りしている議案書の4ページを差し替え願います。</p> <p>それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成28年第4回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。</p>
片山会長	<p>—会長挨拶省略—</p> <p>それでは、早速、議案審議に入ります。</p> <p>本日の、議事録署名委員を18番、松原委員、22番、岡本委員にお願いします。なお、5番白畑委員、8番一谷委員及び16番蓑田委員から欠席の報告がっております。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第16号「職員の任免について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第16号「職員の任免について」芦北町農業委員会規則第7条第2項の規定により下記のとおり職員を任免する。平成28年4月12日提出。事務吏員、窪田和彦、町長部局へ出向を命ずる。事務吏員、瀧山敬三、町長部局へ出向を命ずる。事務吏員、川田康幸、芦北町農業委員会事務次長を命ずる。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第16号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>—「質疑なし」の声あり—</p>

	<p>それでは採決を行ないます。</p> <p>議案第16号につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、議案第16号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>－議案説明－</p> <p>議案第17号、「所有権移転の部」1番から3番につきましては、「農地法第3条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、「許可相当」とであると判断します。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「20番の村上委員」に説明をお願いします。</p>
村上委員	<p>只今、事務局の説明のとおりでございますが、今現在は半分が資材置場になっておりまして、もう半分が野菜を作っておられます。適正だと思いますのでよろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>所有権移転の部2番の案件を「7番の下山委員」に説明をお願いします。</p>
下山委員	<p>奥さんの名前で農地があるということで、健在の内にまとめたということです。別に異状はありません。よろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>所有権移転の部3番の案件を「2番の浦川委員」に説明をお願いします。</p>
浦川委員	<p>3番につきましては、事務局の説明通りで適正と思われまます。よろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第17号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、ご異議ありませんか。</p>

	<p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については原案のとおり決定しました。3番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、3番については原案のとおり決定しました。次に議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請書審議」について、農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>－議案説明－</p> <p>転用目的は「植林」です。すでに杉が植林してあり、始末書が添付してあります。議案資料は、12ページから13ページになります。周囲の状況から、「中山間地域に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の農地」で「第2種農地（その他の農地）」に該当します。</p> <p>議案第18号、「1番から3番」につきましては、「農地法第4条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。1番・2番の案件をまとめて「17番の塚本委員」に説明をお願いします。</p>
塚本委員	<p>1番の方は、水稻を作った残りの分で、これより他にないということで資材置場にしております。2番の方は、順送りの水利になってはいますが、上の方から水が流れてこない状態になっております。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>3番の案件を「21番の田口委員」に説明をお願いします。</p>
田口委員	<p>事務局から説明があったとおりでございます。現地を確認して、杉が20年前から植林してあるということで、始末書も添付してありますのでどうかよろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第18号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行いません。</p> <p>1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p>

	<p>2番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>－議案説明－</p> <p>議案第19号、所有権移転の部1番につきましては、「農地法第5条第2項各号」の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「15番の草野委員」に説明をお願いします。</p>
草野委員	<p>場所は、譲受人の家と譲渡人の家の間に挟まった畑になります。譲受人が宅地の拡張をしたいということで申請がしてあります。何も問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第19号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行ないます。1番につきまして、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第20号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>議案第20号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進</p>

	<p>法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>－議案説明－</p> <p>以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第20号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>それでは採決を行いません。</p> <p>賃貸借権設定の部1番の案件に、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、賃貸借権設定の部1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番の案件につきましては、下山委員が関係しておりますので、下山委員は一時退席をお願いします。</p> <p>－下山委員退席－</p> <p>使用貸借権設定の部1番の案件に、ご異議ありませんか。</p> <p>－「異議なし」の声あり－</p> <p>異議なしということですので、使用貸借権設定の部1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>下山委員はご着席ください。</p> <p>－下山委員着席－</p> <p>次に報告第6号「農地形状変更申請書の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>報告第6号「農地形状変更申請書の届出」について、農地形状変更申請書が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>－報告説明－</p> <p>議案資料は16ページになります。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。1番は、1番の草野委員が関係する案件でありますので、退席をお願いします。</p> <p>－草野委員退席－</p> <p>補足説明を告畑局長をお願いします。</p>
告畑局長	<p>現地確認を4月4日に行いました。現地は前の災害で水が上がりまして、圃場整備自体もしてあるところなのですけれども、それでも水が上がるので、かさ上げして畑として使いたいということです。何も問題ないと思います。宜し</p>

	<p>くお願いします。</p>
片山会長	<p>告畑局長からの説明が終わりました。</p> <p>報告第6号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>質疑なしということですので、報告第6号についてはこれで終わります。草野委員の着席をお願いします。</p> <p>－草野委員着席－</p> <p>次に報告第7号「農地法施行規則第32条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田次長	<p>報告第7号「農地法施行規則第32条第1項の規定による届出」について、農地法施行規則第32条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p> <p>－報告説明－</p> <p>議案資料は、17ページになります。以上です。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を地元委員さんをお願いしてありますので、補足説明がございましたらお願いします。</p> <p>1番を「1番の宮島委員」に説明をお願いします。</p>
宮島委員	<p>現地は、道路はありますが、急こう配で農機具を使うのに危ないということで、現在県道工事が行われておりますので、その業者に頼んで斜めに道を入れるということで問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
片山会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第7号につきまして、ご質疑ありませんか。</p> <p>－「質疑なし」の声あり－</p> <p>質疑なしということですので、報告第7号については、これで終わります。これで、の議案・報告について審議は終わります。</p> <p>引き続き、その他の連絡事項に入ります。」</p> <p>(1) 総会机配置について</p> <p>(2) 平成28年度目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>(3) 新聞口座振替について</p> <p>(4) 職員の異動について</p> <p>(5) 利用権設定について</p> <p>(6) 次回総会日程について</p> <p>その他、委員の皆さんから何かございませんか。</p>

	なければ、これもちまして、平成28年第4回芦北町農業委員会総会を終了します。
--	--